

2 多子子第 7 7 号
令和 2 年 4 月 1 0 日

市内 認可保育所
小規模保育事業所
家庭的保育事業所
事業所内保育事業所
認定こども園
認証保育所
一時・定期利用保育
病児・病後児保育 ご利用の皆様
及び
ご利用の保護者を雇用する事業者 各位

多摩市長 阿部 裕行
(公印省略)

緊急事態宣言後の多摩市内保育所等の対応に伴う協力要請について

日頃より、本市の子育て支援施策にご理解・ご協力を賜り、感謝申し上げます。

市内の各保育所等をご利用の皆様におかれましては、現在、市から登園自粛のお願いする中で、それぞれの家庭状況に応じてご対応していただいております、重ねてお礼申し上げます。

また、日々、新型コロナウイルス感染症が拡大する状況の中、保育所等を利用する従業員を雇用する事業者の皆様におかれましても、職員の働き方等に対策を講じられており、感染拡大防止に最大限努めていただき感謝申し上げます。

令和 2 年 4 月 9 日付で、東京都知事より緊急事態宣言後の保育所の対応について要請を受けたことにより、多摩市内の保育所等について、下記の通り対応することといたしましたのでお知らせするとともに、感染拡大防止に向けたご協力を強くお願い申し上げます。

記

1 方針

- (1) 医療、交通、金融、社会福祉等に従事する保護者及び緊急事態措置によって休業要請される施設以外に勤める保護者がいることから、一律な休園要請は行いません。
- (2) 保育施設自体が集団生活を行う、いわゆる 3 密にあたる空間であることから、保育所等に勤める従業員及び通う子どもの罹患リスクを減らすため、保育等の提供を縮小して実施いたします。

2 対応

各保育施設等の職員を、通常配置する7割以下に抑える取り組みを進めることを各保育所等施設長に要請し、保育サービスを提供する側の密を減らすことによる更なる感染症対策を行います。

3 保育施設等を利用する子どもの保護者の方へ（お願い）

- (1) 引き続き、仕事を休んで家にいることが可能な保護者の方は、登園を控えていただくようお願いいたします。
- (2) 2で記載した取り組みを進めるため、原則、医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに両親共に従事している等、仕事を休むことが困難な方以外は、登園を控えていただきますようお願いいたします。

例：医療や公安（警察、消防等）、保育（学童保育を含む）、金融、食料品・医薬品販売、公共交通、運輸、飲食、衛生、物流及び公共インフラ（電気、ガス、水道、建設等）

4 市内の保育施設等を利用する保護者を雇用する事業者の方へ（お願い）

3で述べた職業は一例であり、一律に職業による線引きは困難ですが、もともと保育所等でお預かりする子どもは自身で感染症対策を行うこともままならない月齢です。また、一言にテレワークで在宅勤務を行うといってもその内容や環境は多様であるため、テレワークを行いながら子の監護を行うことが困難な家庭も多くあります。

多摩市としては、市民生活を崩壊させないために保育の提供が必要だと認識していますが、保育現場の疲弊や子どもの罹患リスクを最大限に抑え、少なくとも緊急事態宣言期間である5月6日までは保育事業の規模の縮小を最大限行いたいと考えています。登園する子どもが減れば出勤する保育士等も少なくなり、緊急事態宣言中の保育事業継続の見通しも立てられ、登園している子どもに関しても罹患リスクを下げることができます。

事業者の皆様におかれましてはこの感染症拡大の局面を乗り切るため、5月6日まで、多摩市内の保育施設等に在籍する子どもの保護者の勤務について、3で述べた職業の保護者も含めて、休暇の取得等ができるよう特段のご配慮をいただきますよう、よろしくお願いたします。

問い合わせ

多摩市子ども青少年部子育て支援課
計画推進・保育担当

電話：042-338-6850